

緊急災害対策本部

「災害対策基本法」の第二十八条の二(緊急災害対策本部の設置)により、「著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるとき」、内閣総理大臣は閣議にかけて内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる規定されています。

2011年3月11日に発生した東日本大震災(当初は「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と命名)においては、15:14に内閣総理大臣を本部長とする「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部」が設置されました。

原子力緊急事態宣言

「原子力災害対策特別措置法」の第一五条(原子力緊急事態宣言等)に規定している事象が発生したと判断される場合に、内閣総理大臣により原子力緊急事態宣言が発動されます。

2011年3月11日に発生した東日本大震災においては、3月11日19:03に福島第一原子力発電所に対して、3月12日の7:45に福島第二原子力発電所に対してそれぞれ「原子力緊急事態宣言」が発動されました。なお、福島第二原子力発電所に対しての「原子力緊急事態宣言」は、同年12月26日に解除されました。

原子力緊急事態宣言

平成23年(2011年)3月11日16時36分、東京電力㈱福島第一原子力発電所において、原子力災害特別措置法第15条1項2号の規定に該当する事象が発生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認められるため、同条の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

福島第一原子力発電所に対する「原子力緊急事態宣言」
出展：内閣府ホームページ

2011年 原発事故の推移

3月11日	14:46 東日本大震災発生 14:49 大津波警報発令 15:14 緊急災害対策本部設置 19:03 福島第一原発に原子力緊急事態宣言発動
3月12日	07:45 福島第二原発に原子力緊急事態宣言発動 15:36 福島第一原発1号機で爆発
3月13日	
3月14日	11:01 福島第一原発3号機で爆発
3月15日	06:00頃 福島第一原発2号機で破損とみられる衝撃音 06:00頃 福島第一原発4号機で爆発

12月26日	福島第二原発の原子力緊急事態宣言解除